

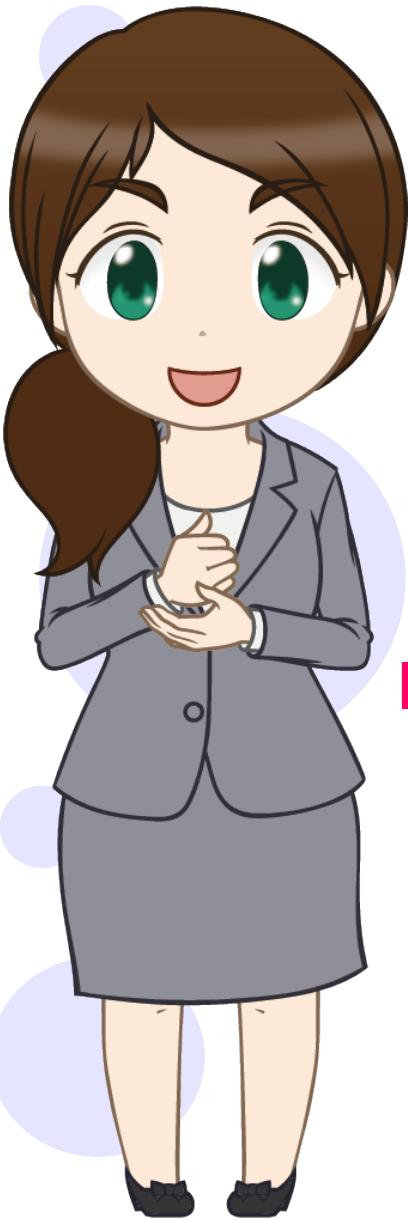
その疑問、 チャットボットに 相談しませんか？

24時間利用可能

※メンテナンス期間を除きます。



スマホでのご利用は
こちらから▼



2026.1.5(月) 相談開始
所得税の確定申告 (令和7年分)
**e-Tax、確定申告書等
作成コーナーの操作方法**

2026.2.2(月) 相談開始
消費税の確定申告 (令和7年分)

インボイス制度
New 贈与税の申告 (令和7年分)

▼以下の項目についても公開中
年末調整 (1/31まで公開)

パソコンでもご利用できます！
こちらで検索▼

国税庁 ふたば



税務職員ふたば



国税庁 法人番号7000012050002

手順1

相談内容を選択

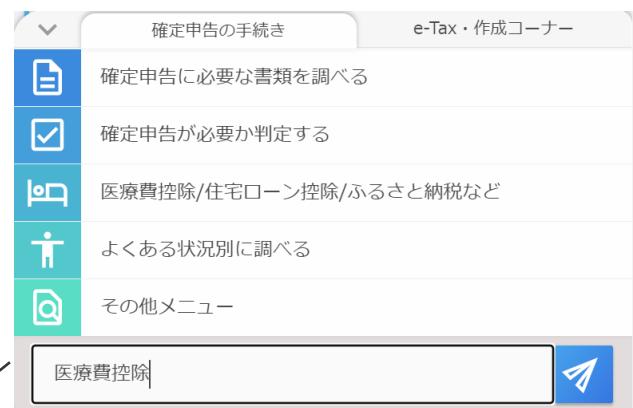


手順2

相談のしかたを選択

- メニューから選択

- 文字で入力する



税務相談チャットボット

はじめから アンケート

医療費控除

「医療費控除について」ですね。

医療費控除とは、1年間（1月～12月）にあなた（申告する方）やあなたと生計と一緒にしている②家族の医療費が一定額を超えた場合に受け取ることができる所得控除③です。

一定額を超えた場合とは、支払った医療費の合計額から医療費の補てん金を引いた金額が、10万円（ただし総所得金額等④が200万円未満の方は総所得金額等の5%）を超えた場合です。

医療費控除の額は、この一定額を超えた部分の金額（最大で200万円まで）となります。

参考情報:
 医療費を支払ったとき（医療費控除）

相談をすると…
答えがすぐに表示されます。

詳しい情報は、
参考情報のリンク[□](#)を
クリック

- チャットボットは、質問したいことをメニューから選択するか、自由に文字で入力いただくとAI（人工知能）を活用して自動で回答を表示します。
- 国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)からご利用いただけます。
- 画面は所得税の確定申告に関する相談のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。
- メンテナンス等によりご利用できない場合があります。